○関東地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　幸手市北二丁目三一四四番一四から同市北二丁目三一四四番二まで　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十一号　鉾田市汲上字下宿一六五八番一から同市台濁沢字沢古一〇八番一まで　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十六号　伊勢原市上粕屋字石倉中一四七六番一〇から同市上粕屋字石倉中一四九三番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四十号草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線

三　事業施行期間　自平成十七年二月十五日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年関東地方整備局告示第四十号の事業地のうち大字西袋を大字西袋字川西に改める。

使用の部分　平成十七年関東地方整備局告示第四十号の事業地のうち大字西袋を大字西袋字川西及び字川東に改める。

○関東地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百四十二号韮崎都市計画道路事業三・四・一号滝坂下今井線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県上水内郡信濃町大字古間字坂上一六〇八番一から同町大字古間字坂上一六〇七番一まで	前	三〇・六〇～三三・三〇メートル
	後	三〇・六〇～四〇・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第百十一号岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道事業木曽川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年二月十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　中部地方整備局長　茅野　牧夫